

令和6年

第3回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第3回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和6年3月21日
訓子府町招集通知の日 令和6年3月21日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階 議会委員会室
農業委員会開催日時 令和6年3月28日(木) 午後4時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 久積隆志	3. 佐々木直幸
4. 佐藤浩基	5. 山田恵美子	6. 川脇健一
7. 齊藤博行	8. 小松寿治	9. 林浩幸
10. 高橋茂樹	11. 泉愉美	12. 山本拓志
13. 近藤覚	14. 古沢栄一	

欠席委員

署名委員

8. 小松寿治 9. 林浩幸

事務局職員

事務局長 今田和則
業務係長 高内淳次

提出議案

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 「令和6年度の農業委員会による最適化活動の目標」について

<p>今田局長</p>	<p>令和6年第3回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p> <p>——細川会長挨拶——</p>
<p>今田局長</p>	<p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願いたします。</p>
<p>議長 (細川会長)</p>	<p>ただいまから令和6年第3回農業委員会を開会いたします。 ただちに、本日の会議を開きます。 事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p>
<p>今田局長</p>	<p>ご報告を申しあげます。 本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議件は議案が4件でございます。本日の議事録署名委員は8番小松委員、9番林委員にお願いします。</p> <p>——議案第1号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第1号を上程します。事務局説明願います。 議案第1号について説明いたします。 通知は3件でございます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号1番についてですが、駒里の4筆については1月の総会で親子間の贈与の申請がされ、その登記が完了しました。そのため、賃貸人について変更になるため合意解約をし、議案第2号にて贈与を受けた息子が賃貸人として改めて賃貸借するものとなります。 番号2番についてですが、賃借人から合意解約の申し出がありました。今後については、所有者であります賃貸人が耕作することになります。 番号3番については、賃借人より今後耕作しないとのことから合意解約の届出があったものです。 説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは審議に入ります。 1件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>2件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>3件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議長</p>	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>

——議案第2号——

議長

議案第2号を上程いたします。今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は2件となっております。事務局説明願います。

高内係長

議案第2号について説明いたします。

今回は2件の申請ですが、番号1番は賃貸借、番号2番は贈与となっております。

(以下2件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

番号1番については、議案第1号の番号1番でご説明させていただいたとおり、贈与により土地の所有者が息子になったことから、改めて賃貸借の継続をするための申請があったものとなります。

番号2番については、年齢を考慮し父から子へ贈与の申請があったものとなります。

また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「転貸の禁止」等は満たしております。

説明については以上です。

議長

審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

林委員

特に問題ありません。

議長

それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長

2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。

林委員

特に問題ありません。

議長

それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。

——ありませんの声——

議長

以上2件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。

——議案第3号——

議長

議案第3号を上程します。事務局説明願います。

高内係長

議案第3号について説明いたします。

申請は1件でございます。

(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)

高内係長

本件については、1月の総会で北海道農業公社への売買が決定された土地となりますが、北海道農業公社への登記が完了しましたことから予定どおり譲借人が10年間の賃貸借をするものとなっております。説明については以上です。

議長

それでは、審議に入ります。

議 長	何か質問ございませんか。
議 長	<p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
	<p>——議案第4号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第4号を上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案第4号について説明いたします。</p> <p>(以下議案により説明。)</p> <p>お手元に配布しております資料をご覧ください。なお、この資料の説明は今田局長から行います。</p>
今田局長	<p>別紙、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」により説明いたします。</p> <p>1枚目は、「農業委員会の状況」について、令和6年4月1日の農業委員会の現在の体制、農地・農家等の概要を記載しております。</p> <p>2枚目以降は、「最適化活動の目標」として2点ございます。</p> <p>まず、1点目として「最適化活動の成果目標」であります。これは農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の単年度の目標を記載しております。2枚目中段にあります新規集積面積は19ヘクタールとしておりますが、これにつきましては4枚目の「推進委員等の担当区域ごとの最適化活動の目標」にてご確認願います。</p> <p>次に2点目として、3枚目でございます「最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標等を記載しております。</p> <p>農業委員一人当たりの活動日数は月5日、活動強化月間は農地パトロール実施時期・農地あっせんが集中する秋以降を設定しております。</p> <p>本目標について、可決決定した場合は町ホームページにて公表することとなりますのでご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。</p> <p>本件について何か質問ございませんか。</p>
議 長	<p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
	<p>以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和6年3月28日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議 長

署名委員 8番

署名委員 9番
